

令和2年9月4日9月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 重 信 好 範	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 伊 藤 芳 則	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 牧 原 英 敏
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 坂 井 泰 司
水道局長 明 賀 浩 富	危機管理監 川 村 道 典
教 育 長 松 村 智 由	教 育 次 長 甲 斐 和 彦
君田支所長 小 田 邦 子	布野支所長 長 田 瑞 昭
作木支所長 矢 野 美由紀	吉舎支所長 伊 達 浩 史
三良坂支所長 古 野 英 文	三和支所長 曲 田 憲 司
甲奴支所長 秋 山 和 宏	監査事務局 併選挙管理委員会事務局長 新 田 泉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（4名）

事 務 局 長 池 本 敏 範	次長兼議事係長 明 賀 克 博
政務調査係長 石 田 和 也	政務調査主任 中 田 秋 子

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（27日間）
第 2	報告第15号 報告第16号	専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
第 3	議案第97号 議案第98号 議案第99号 議案第100号 議案第101号 議案第102号	三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案） 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案） 三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）
第 4	議案第103号 議案第104号 議案第105号 議案第106号 議案第107号 議案第108号 議案第109号	和解することについて 財産の無償譲渡について 指定管理者の指定について 指定管理者の指定の変更について 過疎地域自立促進計画の変更について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 備北地区消防組合理約の変更について
第 5	議案第110号 議案第111号 議案第112号 議案第113号 議案第114号 議案第115号 議案第116号 議案第117号 議案第118号	令和元年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について 令和元年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和元年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について 令和元年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 令和元年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 令和元年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について 令和元年度三次市病院事業会計決算認定について 令和元年度三次市水道事業会計決算認定について 令和元年度三次市下水道事業会計決算認定について

第 6	議案第119号 議案第120号 議案第121号 議案第122号 議案第123号 議案第124号 議案第125号	令和2年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案） 令和2年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案） 令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案） 令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案） 令和2年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案） 令和2年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案） 令和2年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）
第 7		市長から決算に関する総括説明
第 8		監査委員から決算審査総体説明

令和2年9月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和2年9月4日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	36
第 2	報 15	専決処分の報告について（訴えの提起について）	36
	報 16	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	36
第 3	議 97	三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	39
	議 98	三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）	39
	議 99	三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	39
	議 100	三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）	39
	議 101	三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	39
	議 102	三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）	39
第 4	議 103	和解することについて	42
	議 104	財産の無償譲渡について	42
	議 105	指定管理者の指定について	42
	議 106	指定管理者の指定の変更について	42
	議 107	過疎地域自立促進計画の変更について	42
	議 108	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	42
	議 109	備北地区消防組合規約の変更について	42
第 5	議 110	令和元年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について	47
	議 111	令和元年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	47
	議 112	令和元年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について	47
	議 113	令和元年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	47
	議 114	令和元年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	47
	議 115	令和元年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	47
	議 116	令和元年度三次市病院事業会計決算認定について	48

	議 117	令和元年度三次市水道事業会計決算認定について……………	48
	議 118	令和元年度三次市下水道事業会計決算認定について……………	48
第 6	議 119	令和2年度三次市一般会計補正予算(第6号)(案)……………	52
	議 120	令和2年度三次市診療所特別会計補正予算(第1号)(案)……………	52
	議 121	令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算(第1号)(案)……………	52
	議 122	令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (案)……………	52
	議 123	令和2年度三次市病院事業会計補正予算(第1号)(案)……………	52
	議 124	令和2年度三次市水道事業会計補正予算(第1号)(案)……………	52
	議 125	令和2年度三次市下水道事業会計補正予算(第1号)(案)……………	52
第 7		市長から決算に関する総括説明……………	56
第 8		監査委員から決算審査総体説明……………	63


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から令和2年9月定例会を行います。

三次市議会では、地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、5月から10月末までの期間をノーネクタイなどの軽装といたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、今定例会も、6月定例会の取組を継続し、新型コロナウイルス感染症予防の対策を講じてまいります。具体的には、出席者のマスク着用とマスク着用での発言、排煙窓を利用しての換気、また、申合せにより、議員の一般質問時間を20分に短縮しています。各議員の質問が終わり次第、約10分間程度の休憩を取るよう考えています。

さらに、3密の状態を避けることから、傍聴席についても一部入場の制限をしています。御不便をおかけいたしますが、御協力のほどよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24名であります。

これより令和2年9月三次市議会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、弓掛議員及び保実議員を指名いたします。

なお、議場が暑いようでしたら、適宜、上着をお取りください。

ここで、福岡市長から発言をしたい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本会議に先立ちまして、私から行政報告をさせていただきたいと思っております。

現在、台風10号が北上中でありまして、6日以降、中国地方に最接近することが予想されております。この台風は大型で非常に強い勢力であり、広範囲に影響が出ることが予想されています。市民の皆様におかれましては、最新の台風情報に注意していただくとともに、家の周りの再点検をするなど、台風に対する警戒をお願いいたします。また、降雨の状況によっては緊急の呼びかけを行う場合がありますので、国や県、市から発信する情報にも十分に注意をお願いしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として全国各地で連日多くの新規感染者が確認されている状況が続いていますけれども、一時の状況からは幾分か減少傾向にあるものと感じています。本県におきましても、7月に入りまして感染者が急速に増え、第2波の入り口に差しかかったと言われていましたが、このところはやや落ち着いてきているように見受けられます。しかしながら、県内では散発的な感染が確認されておりまして、広島県は、8月31日に新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対処方針を改正し、感染状況を判断する目安や各段階における取組を示すとともに、イベントの開催条件等について9月末まで延長す

ることいたしました。本市におきましても、本年度は、感染症の拡大防止の観点から、敬老祝賀訪問と市政懇談会「まちづくりトーク」を実施しないこといたしました。いずれの事業、取組につきましても、例年実施してきたものでありまして、市民の皆様と直接お会いし、対話させていただく機会が少なくなることは大変残念に思いますけれども、御理解をお願いしたいと思っております。

なお、市政懇談会「まちづくりトーク」に代わる取組として、私自身が今後の市政について説明する動画をケーブルテレビやホームページで配信し、市民の皆様から御意見を頂く機会を設けさせていただくよう考えております。市民の皆様、事業者の皆様におかれましては、引き続き警戒を緩めることなく、ウイルスは身近にあるとの意識を強く持ち、基本に立ち返った感染予防策の徹底について、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、令和2年国勢調査について申し上げます。御承知のように、国勢調査は5年に一度行われる日本で最も重要な統計調査であり、調査結果は、生活環境の改善、防災計画など、市民の皆様のご生活に欠かせない様々な施策に活かされています。9月14日以降、調査員が御家庭を訪問させていただきますので、市民の皆様の御協力を切にお願い申し上げます。

以上、定例会開会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

なお、今定例会から、執行部におきましてもタブレット端末を導入いたしました。業務改善と働き方改革のために、様々な場面で活用してまいります。

今定例会におきましては、報告2件と議案29件を御提案させていただいております。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。私の行政報告に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（新家良和君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの27日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は27日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第15号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

### 報告第16号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（新家良和君） 日程第2、報告第15号及び報告第16号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました報告第15号及び報告第16号の報告2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第15号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

次に、報告第16号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和2年6月20日に、三次市三次町1203番1地先、市道三次100号線の路上で発生した落石による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が整い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

以上、報告2件につきまして御報告申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 市営住宅の明渡し等の請求でございますが、この33万5,600円は何か月分の家賃になるのか、また、この明渡しのために、家賃を納めていただくために、担当部はどのような努力を毎月されてきたのかということが1点と、16号の市道の落石事故の関係でございますが、落石事故の後、その箇所はどのような対応をされて、落石が起こらないような対応をされているのか、お伺いをいたします。

（市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 上谷市民部長。

○市民部長（上谷一巳君） まず、滞納の月数でございますけれども、6か月の滞納となっております。徴収努力につきましては、基本的なフローとして、3か月滞納があれば支払い督促を申し立てると、こういう運用をしております。そこまでに至る経過としましては、これは一般論ですけれども、納期限後の20日以内には督促状を発布いたします。1か経過しますと催告書を送付いたします。先ほど申しましたように、3か月に至りますと支払い督促。それにも応じない場合において、再度また催告及び契約解除の通知をいたします。その段階に至っても何ら申出がない場合におきましては、支払い意思がない、こういう判断をさせていただきます。明渡し請求ということになりますので、本件、この事案に至るまでにつきましては、6か月の期間、徴収努力を要したということでございます。

（建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 坂井建設部長。

○建設部長（坂井泰司君） 落石事故があった後の対応でございますけれども、まず、職員のほうが

現場を確認しまして、落石した箇所を特定します。現場を見る中で、まだ浮石がある場合はそういうものを落としたり、場合によっては、もっと大きな被害になりそうな場合はそれなりの対応を考えているところですが、今、権限移譲をされている県道、それから一般の市道につきましては、業務委託によりまして月4回の道路パトロールを行っております。その他の市道につきましては、全職員に対して、道路異常があった場合は情報提供をしてくれという依頼、それから、土木、建設の職員に対しては、現場への行き帰りなどにおいて注意観察を行っているところです。それからまた、三次警察署、それから三次消防署、日本郵便、それからヤマト運輸さん等と連携させていただいて、道路の異常とか、そういうことが見つかった場合は情報提供も頂いているような状況です。

過去に落石事故が起こった箇所や、それから起こりやすい場所というのはおおむね把握しているところではございますけども、近年、イノシシとか鹿とか、そういった獣害による落石等も起こっている状況もありまして、全て把握してというのはなかなか困難な状況にあります。市民の皆さんからもしっかり情報提供を頂いて、それに対応していきたいというふうに考えております。道路の維持管理につきましては路面保全業務で行っておりますけども、全てにわたって細かく対応するというのはなかなか限界もあるんですけども、危険箇所の早期発見に努めて、道路の安全を図っていきたいというふうに考えております。

(13番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 横光議員。

○13番(横光春市君) 滞納家賃の関係でございますけども、今聞かせていただきますと、文書のみで督促であろうというふうに思うわけですが、やはり裁判にすることになると、家のほうへ訪問をして、その状況というものを確認すると。今その家がどういう状況にあるのか、本当に払う意思があるのかないのかと。文書だけでなくして、やっぱり訪問で話をし物事を決めるということが必要ではないだろうかというふうに私は思うわけですが、その点についてもう1点お願いしたいのと、落石事故については、いろんなことがあろうと思うんですが、その状況を判断されて、落石のないように、あるいは必要に応じて措置を講ずることが必要だと思うので、今後とも、これは要望ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

住宅については、答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 上谷市民部長。

○市民部長(上谷一巳君) 市民部が所管しておりますのは滞納処分の事務ということで、実際に徴収業務を行っているのは総務部ということになってまいります。今、議員から御指摘があったように、訪問する中で、本人と対面の中でそういう折衝を持てばいいわけですが、今、原則、徴収行動につきましては、訪問ということは避けております。当然、電話等、そういう中で本人の生の声の聞き取りとか、そういった方向の中で、今後、徴収努力に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（新家良和君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告2件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第3 議案第 97号 三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
議案第 98号 三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）
議案第 99号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第100号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
議案第101号 三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
議案第102号 三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

○議長（新家良和君） 日程第3、議案第97号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）から議案第102号三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）までの議案6件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第97号から議案第102号までの議案6件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第97号三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、老朽化し、空き室となった市営住宅を用途廃止するため、関係条例である三次市定住住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表第1中、香淀1号、2号の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第98号三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市吉舎交流拠点施設設置及び管理条例の施行に伴い、関係条例である三次市生涯学習センター設置及び管理条例ほか4条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、吉舎生涯学習センター、三次市立吉舎児童館、吉舎老人福祉センター及び吉舎共同福祉施設を廃止するとともに、吉舎放課後児童クラブの位置を変更しようとするものであ

ります。

次に、議案第99号三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう、必要な措置が講じられていれば連携施設の確保を不要とすることなどであります。

次に、議案第100号三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、関係条例である三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育または保育が提供されるよう、必要な措置が講じられていれば連携施設の確保を不要とすることなどであります。

次に、議案第101号三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、現在、市が運営している三次市福祉保健センターを指定管理施設に移行することに伴い、関係条例である三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、三次市福祉保健センターを指定管理施設とするための所要の整備をしようとするものであります。

最後に、議案第102号三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、図面等の写しの交付に係る手数料を追加するため、関係条例である三次市公共下水道条例ほか1条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、排水設備工事申請及び給水装置工事申込み等に必要な図面等の写しの交付に係る手数料を追加しようとするものであります。

以上、議案6件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（13番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 横光議員。

○13番（横光春市君） 議案第99号と100号の関係でございますが、さきの説明の中で、このう

ちには該当ないということをお聞かせいただいております。保育所といたしましては、専法寺の小規模保育所やら医療センターのきらきら保育所、三次病院系のあゆみ保育園の3施設が該当であるというふうにお聞かせいただいておりますけれども、これが三次市の行政に影響があるのかなのか、あるのならどうということが、ないのならどうということがないのかと、どういふことで影響がないのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。

また、101号の三次市福祉保健センターの関係でございますけれども、この施設を指定管理するというになると、ここへは包括支援センター等々の図書館というようないろんな施設が入っている、他団体の施設が入っているということでもあります。指定管理がどこになるかは私には分かりませんが、そこへ対して、その入居している団体からの分担金というのを頂かないけんというふうに思うわけですが、そこらの件はどのように考えておられるのかということをお伺いいたします。

(子育て支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 松長子育て支援部長。

○子育て支援部長(松長真由美君) 議案第99号の第6条の一部改正と議案100号の第42条の改正ですけれども、これは、内容としましては、地域型保育事業による2歳までの保育が終了する際、次の保育所を優先的に利用できるように市が何らかの措置を講じている場合など、引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするというような内容のものであります。

現在、本市の3歳以上の入所の状況でございますけれども、待機児童は発生しておりませんで、保育所等へ入所できているという状況でございますので、市として優先的利用などの措置は講じていないということになります。したがって、この条項には該当しないということでございます。中に連携施設を確保できていない事業所内保育事業はありますけれども、この連携施設を確保しないことができる経過措置期間というのが定められておまして、ちょうど昨年度、国の基準が改正されて、令和6年度までこの経過措置期間が延長されたところでございます。したがって、現在は経過措置期間の中にあるということで、今回の改正による影響はありません。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 牧原福祉保健部長。

○福祉保健部長(牧原英敏君) 福祉保健センターの指定管理に伴いましての分担金、使用料の御質問だと思いますけれども、指定管理者と入所している方の調整は今後進めさせていただきたいというふうに考えております。図書館につきましては、また施設が別となっておりますので、今回の指定管理の対象とはしてございません。

○議長(新家良和君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第97号及び議案第98号を

付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第99号から議案第101号までの議案3件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第102号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第103号 和解することについて

議案第104号 財産の無償譲渡について

議案第105号 指定管理者の指定について

議案第106号 指定管理者の指定の変更について

議案第107号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第108号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第109号 備北地区消防組合規約の変更について

○議長（新家良和君） 日程第4、議案第103号和解することについてから、議案第109号備北地区消防組合規約の変更についてまでの議案7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第103号から議案第109号までの議案7件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第103号和解することについて御説明申し上げます。

本案は、令和2年2月14日に提起された損失補償請求事件の相手方と、広島地方裁判所から示された和解案のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第104号財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

本案は、旧吉舎町においてコミュニティ集会所建設のために寄附された土地について、当該集会所の廃止に伴い、土地寄附者に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第105号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、三次市吉舎交流拠点施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第106号指定管理者の指定の変更について御説明申し上げます。

本案は、吉舎生涯学習センター、吉舎共同福祉施設及び吉舎老人福祉センターの廃止に伴い、指定管理者の指定期間を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第107号過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。

本案は、平成28年3月に策定した過疎地域自立促進計画に、新たに三若廻神線（ヤタ手橋）

ほか10事業を追加することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第108号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案は、新たに門田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、門田辺地内における市道川毛門田線の整備を行おうとするものであります。

最後に、議案第109号備北地区消防組規約の変更について御説明申し上げます。

本案は、備北地区消防組規約第12条で定める組合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その主な内容は、備北消防組合の分担金の関係市ごとの額を算出する場合における案分方法を変更しようとするものであります。

以上、議案7件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 議案第103号和解することについてお尋ねをしたいと思います。

まず、財政援助制限法第3条によれば、「政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることはできない」とされておりますし、地方公共団体が他人の保証人になり、不確定な債務を膨らませることによって財政の健全性を脅かすことがないようにということが財政援助制限法第3条で決まっておりますが、しかし、損失補償はいいだろうという見解が出ておったんですが、しかし、近年、地方自治体に係る損失補償の無効問題に学ぶリスクがあるということで、この損失補償を無尽蔵にすることに問題があるんじゃないかと。今、全国的にも、三次市はちょっと調べていませんが、2兆8,000億円ぐらい損失補償を国や地方公共団体がしておるといことで、財政の危機を迎えるということもあるかもしれないといことで、三次市はそうはないと思いますが、しかし、そういう財政の健全性を脅かすことがないようにいことで、損失補償の在り方がまたいろいろ議論されて、地方自治体でこの損失補償の在り方について考えていくべきじゃないかということがあります。

何が聞きたいかといえば、まず、この保証契約と、それにつながっている損失補償を今後どういうふうに三次市とすれば考えておられるのかというのが1つです。

それから、今回の和解事件で言うと、三次市とすれば、契約した相手方が農協だったんだけど、債務負担行為が農林漁業金融公庫の損失だということ、対象でないから、三次市は支払いはできないという回答をしたわけで、にもかかわらず、703万円払いなさいという和解案が出たわけですが、この中身について、なぜこういうふうになったのか。基本的に、農林漁業金

融公庫が受けた損失に対して、君田村が損失補償ということになっていますが、農業協同組合ではないわけでありますから、これがどういう議論の中で、司法の判断の中で、700万円を払うことの和解案が出たのかという中身についてお教え願いたいと。

それから、700万円が確定すれば、債務をどういうふうに、基本的には債務はこの三次市に来るんでしょうけど、この債務の回収をどういうふうに今後していこうとされているのかということをお尋ねしたいと思います。

(総務部長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 細美部長。

○総務部長(細美 健君) それでは、私のほうより、損失補償の基本的な考え方というところを御説明させていただければと思います。

議員御指摘のとおり、損失補償につきましては、後年度の不確定な負担を強いるものでございます。現在、三次市におきましては、19件の損失補償、借入金額ベースで9,000万円弱になってございます。その後、当然、順調に返済されておれば9,000万円はございませんけれども、損失補償につきましては、途中のところでは債務は確定いたしません。あくまでも損失補償を金融機関なりから求められたときに確定するというところで、その借入額ベースで9,000万円でございます。

もう1つ、現在も損失補償しておる事業的なものが、商工業者の方に対する貸付金の保証をいただいているところに対する補償、保証協会に対する補償をしております。このように、今後も政策的に必要であるものについては、政策の手法の1つとして損失補償の制度も活用させていただこうと思いますが、御指摘のとおり、むやみに補償することで後年度の負担になるというところは慎重な対応が必要かというふうに考えておるところでございます。

(君田支所長 小田邦子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 小田君田支所長。

○君田支所長(小田邦子君) 裁判の件ですが、裁判所としては、損失補償の契約の前提となる村議会の議決が、債務負担行為の相手方が三次市農協ではなく農林漁業金融公庫となっており無効という市の主張でございますが、相手方の三次農協の主張は、損失補償契約が旧君田村と三次農協と締結しており有効という主張という双方の主張で争われておりましたが、裁判所としましては、双方の主張に対して、この事案からは、市が三次農協に対して元金及び利息の未返済額、いわゆる農協の実損分を農協へ支払うという和解案を提案されたものです。これは、市にとっては有利な和解案であると考えています。

もう1つの、今後、債権が移った後ということなんですが、和解の議案を可決していただいて、和解額を支払った後に債権が三次市に移ってまいりますので、その後は、必要な調査をして、適正な回収に努めてまいりたいと思います。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 1つ目の総務部長の答弁で、それでいいと思うんですが、ただ、近年、

安曇野市で財政援助制限法3条の趣旨に反しておるということで損失補償が無効というふうな判例が出ておるのもありますよね。だから、これも基本的に地方公共団体、例えば三次市の態度が損失補償はずっとしていくんだと、そのほうが地域の皆さんがお金を借りるときに安心して借りられるし、それから、地域の農協や金融公庫が助かっていくということになれば、行政がみんなですべてを税金で補償するよということは、悪いことじゃないとは思うんですよ。その基本的なスタンスをずっと持ち続けて、三次市が市民に優しい損失補償の在り方をすべきじゃないかなというふうに思っていますから、今の見解でいいと思います。あまりきつく損失補償をするときの条件の設定をしないようになるべくすればいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、ちょっとよく分からんのですが、債務負担行為の農林漁業金融公庫が受けた分にはもちろん払わないけんのでしょうか、農協に払わないけんようになったのがちょっとよく分からんのですが、きっと農林漁業金融公庫へ三次農協がお金を出して、実質、農協が損失をしたということになるのかなと。それでいいんですかね。

それと、法律によると、遅延損害金は基本的には払わなくてもええというふうに法的にもあるので、和解案が、有利かどうか分かりませんが、妥当な線かなというふうに見ました。今後そういうことがないように、基本的にはそうした圃場整備などをした農業者の農業支援をせんと、こうした農業者が困窮するということになって、実質、三次市がそれをかぶらないけんということになるので、やはり農業政策の中でしっかりとこうした圃場整備事業についての今後の方向も、農業政策もしっかり高めながらやってもらいたいというふうに思います。

あとは意見ですのでいいです。

○議長（新家良和君） ほかに質疑ございますか。

（22番 杉原利明君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 杉原議員。

○22番（杉原利明君） 今ちょっと竹原議員が触れられたんですけど、私、ちょっと確認したいんですけども、今回の個人への貸付けの原資が、農林漁業金融公庫の資金を原資として農協が個人に貸し付けられたということなんですけれども、つまり農協は農林漁業金融公庫へ一旦借りられたお金を全て全額農協が農林漁業金融公庫へ返されとると思うんですけども、それはいつまでに農協さんはお返しになられたんでしょうか。全額返されたというのも確認をさせていただきます。

（君田支所長 小田邦子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 小田支所長。

○君田支所長（小田邦子君） まず、受益者は圃場整備資金を農協から借り受けます。農協は、貸し付ける原資を農林漁業金融公庫から貸し付けておまして、農協は毎年決まった期日に公庫へ元金と利息を返還されております。それで、25年の償還ということですので、返済済みです。農協は返済をしましたが、受益者が農協へ返済していく、同じ利息で返済していくようになっておりましたが、受益者が農協へ返済をしていませんでしたので、農協が損失を被ったと

いう形になっております。

(22番 杉原利明君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 杉原議員。

○22番(杉原利明君) 平成30年まで農協は政策金融公庫へ毎年定額を元金と利息を返し続けられとるということは、この債務が存在しとることはずっと毎年確認されとったということじゃないですか。毎年平成30年まで返されとったということは。そうでしょう。定額をずっと毎年意識して、ちゃんと毎年の支出として政策金融公庫へお金を返されよったにもかかわらず、途中で個人からの返納、返済をしっかりと頂いておらんのは分かっておりながら、延々と政策金融公庫には貸し付けられとったという、そこの部分で、やっぱり農協さんの回収努力というのが、これは問われるところもあるんじゃないかと思うんですけども、平成30年まで何も言ってこられなかった、令和元年まで言ってこられなかったというのはちょっと腑に落ちんところがあるんですけども、そこら辺は市としては納得されとったんですか。債権の存在は知りながらも、個人からの回収を怠とった点についての三次市としてのお考えをお伺いいたします。

(君田支所長 小田邦子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 小田支所長。

○君田支所長(小田邦子君) 農協が回収努力をされているということで市のほうは思っておりますので、結果的に回収ができなかったということを伺いましたので、そのところは農協さんの回収努力を期待していたところです。

○議長(新家良和君) ほかに質疑はございませんか。

(2番 山田真一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 山田議員。

○2番(山田真一郎君) 今回、補償するということなんですが、回収不能になっても、元金部分、利息部分を全額市が補償するということですが、ということは、農協さん側からしてみれば、全く損をせずに貸付けができるシステムのように見えます。市が補償する場合に、どういう基準とする、しないを判断されているのか、お聞かせください。

(君田支所長 小田邦子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 小田支所長。

○君田支所長(小田邦子君) 当時の圃場整備事業におきましては、地域を挙げてやると、旧君田村でもどこの町村でもそうでしたけど、この事業を進めていくという考えの下で損失補償契約を結んでおりましたので、町村ではこの事業の進め方が一般的だったということで、損失補償契約を結んでおりました。

○議長(新家良和君) ほかにございませんか。

(17番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 弓掛議員。

○17番(弓掛 元君) 1点教えてください。農協のほうから三次市へ請求があったということなんですけども、それまでちゃんと、今回、お三方ですか、払ってない方がいらっしゃるんで

すけども、それまでずっと払われとって、例えば3か月なり6か月延長された時点でこっちに請求があったのか、それとも、ずっと払わんのをほっといて請求されたのか、その辺、ちょっと教えてください。

(君田支所長 小田邦子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 小田支所長。

○君田支所長(小田邦子君) 返済が滞った時点での請求をするものではなく、今回の損失補償については、最終的に全ての償還期限が過ぎた後に農協の損失が確定した時点で市へ請求されるものでしたので、償還期間中での請求というのはありませんでした。

(17番 弓掛 元君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 弓掛議員。

○17番(弓掛 元君) 全部終わってからということとはちょっと解せんのですけども、普通でしたら、銀行なんかでしたら、貸しといて、延滞があつて、例えば半年ぐらい延滞されたら、保証がついた場合、その時点で保証会社のほうへ請求するわけですよ。ほっといて、全部終わって、二十何年終わってから請求されたら、当然、それは延滞金とかが雪だるま式に増えとるので莫大な金額になると思うんですけども、それはちょっと普通の商取引じゃ考えられんのですが。お願いします。

(君田支所長 小田邦子君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 小田支所長。

○君田支所長(小田邦子君) 個人が借り入れた債務に対する保証人として村がなったわけではなく、農協が損失を受けた時点での損失を補償するということです。個人へ保証人となつたわけではございませんので、保証人になることはできないんですが、農協というある程度公的な機関へ、金融機関へ損失を保証することができるということで、この制度がありました。

○議長(新家良和君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新家良和君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第103号から議案第109号までの議案7件については総務常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第110号 令和元年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第111号 令和元年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第112号 令和元年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について

議案第113号 令和元年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第114号 令和元年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第115号 令和元年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 116 号 令和元年度三次市病院事業会計決算認定について

議案第 117 号 令和元年度三次市水道事業会計決算認定について

議案第 118 号 令和元年度三次市下水道事業会計決算認定について

○議長（新家良和君） 日程第 5、議案第110号令和元年度三次市一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第118号令和元年度三次市下水道事業会計決算認定についてまでの議案 9 件について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求めらるる）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第110号から議案第118号までの議案 9 件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第110号令和元年度三次市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額394億8,301万957円、歳出総額383億7,553万7,510円、歳入歳出差引残額は11億747万3,447円で、このうち翌年度への繰越事業56件に係る繰越財源 5 億6,743万4,115円を控除した実質収支は 5 億4,003万9,332円であります。

初めに、歳入から主なものを御説明申し上げます。

歳入歳出決算書 2 ページをお開きください。

市税は、市民税、固定資産税など、合わせて68億4,825万6,700円、これは昨年度決算に比べ 3,163万6,781円、率にして0.5%の増となりました。

地方交付税は、普通交付税126億488万1,000円、特別交付税19億2,272万3,000円、合わせて145億2,760万4,000円、昨年度決算に比べ 8 億7,946万2,000円、5.7%の減となりました。

国庫支出金は、国庫負担金、補助金等、合わせて34億3,090万3,946円、昨年度決算に比べ 5 億7,180万6,172円、20%の増となりました。

県支出金は、県負担金、補助金等、合わせて31億9,842万7,422円、昨年度決算に比べ 7 億7,410万3,651円、31.9%の増となりました。

繰入金は、過疎地域自立促進基金繰入金、地方債繰上償還のための減債基金繰入金など、基金繰入金12億9,803万7,958円、公営企業会計繰入金 1 億3,881万6,532円、合わせて14億3,685万4,490円、昨年度決算に比べ 2 億5,574万9,723円、15.1%の減となりました。

市債は、地域振興施設整備事業債、道路新設事業債など、合わせて41億2,499万3,000円、昨年度決算に比べ 4 億6,169万6,000円、10.1%の減となりました。

次に、歳出について御説明いたします。

議会費は 2 億7,099万1,528円。主な内容は、議員人件費、議会運営に係る経費であります。

総務費は70億4,846万3,350円。職員人件費のほか、基金積立金、自治活動の支援、定住対策、生活交通、吉舎町拠点施設整備に係る経費などあります。

民生費は93億2,924万1,652円。高齢者福祉、障害者福祉などの社会福祉費、保育所運営などの児童福祉費などであります。

衛生費は26億4,886万12円。健康増進、環境保全、じんかい処理に係る経費などあります。労働費は2億33万9,412円。生活応援融資貸付金、雇用対策に係る経費などあります。

農林水産業費は20億6,897万3,674円。農業振興、小規模農業基盤整備、林道整備、地籍調査に係る経費などあります。

商工費は10億8,626万7,485円。商工振興、工業立地促進、観光推進に係る経費などあります。

土木費は32億1,211万8,406円。市道・県道・橋梁の新設改良、維持管理、土地区画整理に係る経費などあります。

消防費は14億1,783万8,764円。備北地区消防組合負担金、消防団、水防、防災に係る経費などあります。

教育費は23億1,593万1,857円。教育振興、小・中学校の運営、文化振興、スポーツ振興に係る経費などあります。

災害復旧費は25億5,899万7,963円。主に、平成30年7月豪雨災害に係る農林業施設、土木施設などの災害復旧に係る経費であります。

最後に、公債費は62億1,751万3,407円。繰上償還金8億33万2,018円を含めた元金及び利子であります。

次に、議案第111号令和元年度三次市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額54億5,866万2,554円、歳出総額54億5,722万658円で、歳入歳出差引残額144万1,896円につきましては翌年度へ繰越しをいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金などあります。

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金などあります。

なお、国民健康保険は、県単位化により、県内どこのどの市町でも、同じ世帯構成で同じ所得水準であれば同じ保険料率となることをめざしております。今後も国保税の適正な見直しと医療費適正化事業や保険事業の充実を図り、国保財政の安定的な運営を行ってまいります。

次に、議案第112号令和元年度三次市診療所特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

26ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに1億6,728万502円で、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

歳入の主なものは、診療収入と一般会計繰入金などあります。

歳出の主なものは、医業費など診療所4か所の運営に係る経費であります。

引き続き地域医療の確保、充実を図ってまいります。

次に、議案第113号令和元年度三次市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

32ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額71億5,009万1,656円、歳出総額70億6,493万3,623円で、歳入歳出差引残額8,515万8,033円につきましては翌年度へ繰越しをいたしました。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、一般会計からの繰入金などです。

歳出の主なものは、介護サービス、介護予防サービス等に係る保険給付費、介護予防・生活支援サービス事業などに係る地域支援事業費などです。

引き続き介護保険事業の健全な運営とサービスの質の向上及び介護予防の推進等に努めてまいります。

次に、議案第114号令和元年度三次市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

40ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額8億1,855万3,918円、歳出総額8億427万7,837円で、歳入歳出差引残額1,427万6,081円につきましては翌年度へ繰越しをいたしました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計からの繰入金などです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などです。

次に、議案第115号令和元年度三次市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

46ページをお開きください。

本会計の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに9,797万20円で、歳入歳出差引残額はゼロ円です。

歳入の主なものは、土地開発基金からの繰入金、公共用地先行取得事業債などです。

歳出の主なものは、(仮称)みよしアグリパーク整備事業及び産業用地確保対策事業に係る用地取得などです。

次に、議案第116号令和元年度三次市病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計決算書1ページをお開きください。

令和元年度は、高画質のデジタルX線テレビシステム等の医療機器の更新等を行いました。また、施設整備においては、空調設備更新工事を行い、全ての病室に個別空調を設置するように努めています。今後もより一層質の高い医療サービスを提供していきます。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は88億4,894万8,069円、支出決算額は87億4,479万3,530円で、収入支出差引額は1億415万4,539円となり、この収支額から決算処理を行った結果、当年度決算での純利益は1億318万1,709円となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

三次市病院事業会計決算書3ページをお開きください。

収入決算額は2億5,732万2,000円、支出決算額は8億4,122万7,362円で、収入額が支出額に対して5億8,390万5,362円の不足となりますが、これは過年度分損益勘定留保資金などをもって補填しております。

次に、議案第117号令和元年度三次市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

三次市水道事業会計決算書1ページをお開きください。

水道事業では、安全で安定した水の供給を目的に、向江田浄水場2系急速濾過地機械電気設備工事や大津地区配水管布設工事などを行いました。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は18億1,789万4,030円、支出決算額は17億2,877万4,080円で、収入支出差引額は8,911万9,950円となり、この収支額から決算処理を行った結果、当年度決算では3,680万81円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

収入決算額は7億7,978万120円、支出決算額は15億2,658万2,028円で、収入額が支出額に対して7億4,680万1,908円の不足となりますが、これは過年度分損益勘定留保資金などをもって補填しております。

最後に、議案第118号令和元年度三次市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

三次市下水道事業会計決算書1ページをお開きください。

下水道事業では、住環境の向上や公共用水域の保全等を目的に、公共下水道三次処理区において、三次町、島敷町で推進管敷設工事を、四拾貫町で面整備工事などを行いました。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入決算額は23億1,876万6,584円、支出決算額は21億9,064万8,199円で、収入支出差引額は1億2,811万8,385円となり、この収支額から決算処理を行った結果、当年度決算では1億2,281万8,133円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

3ページをお開きください。

収入決算額は7億3,747万4,200円、支出決算額は12億3,566万4,658円で、収入額が支出額に対して4億9,819万458円の不足となりますが、これは当年度分損益勘定留保資金などをもって補填しております。

次に、特例的収入及び支出について御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

収入決算額は1億2,835万1,180円、支出決算額は3億6,151万9,186円で、これは、公営企業会計への移行に伴い、平成30年度の下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の未収金と未払金を下水道事業会計に引き継いだもので、移行初年度のみに発生するものであります。

以上、議案9件につきまして、よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（新家良和君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第110号から議案第118号までの議案9件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第110号から議案第118号までの議案9件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第119号 令和2年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）

議案第120号 令和2年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第121号 令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第122号 令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
（案）

議案第123号 令和2年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）

議案第124号 令和2年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）

議案第125号 令和2年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）

○議長（新家良和君） 日程第6、議案第119号令和2年度三次市一般会計補正予算（第6号）

（案）から議案第125号令和2年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）までの議案7件について一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求め）

○議長（新家良和君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第119号から議案第125号までの議案7件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第119号令和2年度三次市一般会計補正予算（第6号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ16億1,206万9,000円を追加し、補正後の総額を454億4,053万円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず、歳出から御説明いたします。

議会費は、議会中継業務委託料80万2,000円を追加するものの、議員人件費548万8,000円減額し、合わせて460万6,000円を減額。

総務費は、市長・副市長人件費654万7,000円を減額するものの、減債基金積立金など、基金への積立金について5億6,956万7,000円を追加するなど、合わせて6億5,637万1,000円を追加。

民生費は、特別養護老人ホーム江水園の設備改修事業2,242万9,000円など、合わせて5,264万6,000円を追加。

衛生費は、ロタウイルスワクチン定期接種事業753万6,000円など、合わせて1,637万6,000円を追加。

農林水産業費は、小規模農業施設改良事業補助金1,320万円など、合わせて2,023万9,000円を追加。

商工費は、地域経済活性化業務委託料5,200万円を追加。

土木費は、畠敷・願万地地区内水対策事業2億4,000万円など、合わせて6億5,160万7,000円を追加。

消防費は、消防団の可搬式ポンプ整備事業462万円など、合わせて1,177万2,000円を追加。

教育費は、教育長人件費40万1,000円を減額するものの、感染症対策に必要な学校支援員の配置に要する経費1,049万9,000円を追加するなど、合わせて1,085万円を追加。

災害復旧費は、令和2年7月豪雨災害による災害復旧事業1億963万9,000円など、合わせて1億4,489万4,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

地方交付税は、普通交付税7,560万8,000円を追加。

国庫支出金は、道路交通安全対策事業費補助金8,217万8,000円など、合わせて1億5,745万円を追加。

県支出金は、教育支援体制整備事業費補助金1,049万9,000円など、合わせて1,081万6,000円を追加。

財産収入は、三次ケーブルビジョン、三次地方森林組合出資配当金など、合わせて235万4,000円を追加。

繰入金は、ブロードバンド光基金繰入金544万6,000円など、合わせて608万8,000円を追加。

繰越金は、前年度繰越金5億4,003万8,000円を追加。

諸収入は、広島県北部国産材加工協同組合解散に伴う補助金返還金101万6,000円を追加。

市債は、地域振興施設整備事業債1,390万円を減額するものの、過疎地域自立促進事業債、河川災害防止対策事業債を追加するなど、合わせて8億1,869万9,000円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、5ページ記載の第2表のとおり、吉舎町拠点施設整備事業ほか1件について、令和3年度に繰り越そうとするものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、6ページ記載の第3表のとおり、総務事務委託業務について廃止するものであります。

第4条地方債の補正につきましては、7ページ記載の第4表のとおり、現年災害、その他公共公用施設復旧事業ほか1件について追加、過疎地域自立促進事業ほか10件について借入限度

額を変更しようとするものであります。

次に、議案第120号令和2年度三次市診療所特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ105万円を追加し、補正後の総額を1億9,878万3,000円にしようとするものであります。

その内容は、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金を追加しようとするものであります。

次に、議案第121号令和2年度三次市介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ9,692万6,000円を追加し、補正後の総額を70億6,927万8,000円にしようとするものであります。

その内容は、介護給付費準備基金積立金、国庫支出金等過年度分返還金等を追加しようとするものであります。

次に、議案第122号令和2年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,426万6,000円を追加し、補正後の総額を8億6,486万6,000円にしようとするものであります。

その内容は、広島県後期高齢者医療広域連合に対する過年度保険料等負担金精算金を追加しようとするものであります。

次に、議案第123号令和2年度三次市病院事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正であります。

第2条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では、特別利益1億5,940万円を追加し、収益的収入の総額を92億2,361万1,000円にしようとするものであります。収益的支出の補正では、特別損失1億5,940万円を追加し、収益的支出の総額を92億2,141万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第124号令和2年度三次市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債及び他会計からの補助金の補正であります。

第2条業務の予定量につきましては、建設改良費8,020万円を追加し、補正後の業務の予定量を9億6,169万3,000円に改めようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では、特別利益260万円を追

加し、収益的収入の総額を18億960万5,000円にしようとするものであります。収益的支出の補正では、特別損失4,180万円を追加し、収益的支出の総額を17億9,354万9,000円にしようとするものであります。

第4条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、企業債など1億1,940万円を追加し、資本的収入の総額を9億6,428万6,000円にしようとするものであります。資本的支出の補正では、建設改良費8,020万円を追加し、資本的支出の総額を16億3,484万8,000円にしようとするものであります。

第5条企業債につきましては、現年災害水道施設復旧事業について追加しようとするものであります。

第6条他会計からの補助金につきましては、補助を受ける金額260万円を追加し、総額を3億559万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第125号令和2年度三次市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の補正であります。

第2条債務負担行為の補正につきましては、汚水処理施設整備事業を追加しようとするものであります。

以上、議案7件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第119号から議案第125号までの議案7件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第119号から議案第125号までの議案7件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

ここで、一旦、議場内の換気のため、休憩といたします。再開は11時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時22分——

——再開 午前11時30分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き会議を行います。

これより決算に関する総括説明及び決算審査総体説明に入ります。

ここで監査委員であります竹原議員には一旦退席をお願いします。

〔20番 竹原孝剛君 退席〕

○議長（新家良和君） それでは、升本代表監査委員、竹原監査委員に入場していただきます。

〔代表監査委員 升本美知子君・監査委員 竹原孝剛君 着席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 市長から決算に関する総括説明

○議長（新家良和君） 日程第7、福岡市長から決算に関する総括説明を受けます。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 令和元年度三次市の一般会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

昨年は、30年余り続いた「平成」から「令和」へと元号が変わるといふ、時代の節目となる年でありました。市政運営の面では、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を最優先し、国・県と役割分担しながら、市民の皆様にも一日も早く日常生活を取り戻していただくよう取組を進め、また、積極的な情報発信にも努力してまいりました。

昨年度を振り返りますと、4月26日、日本初の妖怪をテーマとした湯本豪一記念日本妖怪博物館が開館をいたしました。開館直後の連休中にはオープニングイベントを行うなど、大いに盛り上がりを見せ、その後も順調に入館者を伸ばし、初年度としては目標を上回る14万人余りの方に訪れていただくことができました。

また、秋には、平成16年の市町村合併から15周年を迎えたことを記念した式典を開催いたしました。これまでの市政の歩みを振り返るとともに、さらなる三次市の発展に向け、決意を新たにさせていただいたところです。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、令和2年1月末から感染症対策連絡会議による情報共有、対応検討を開始いたしました。2月27日に特別警戒本部を立ち上げ、イベントの開催や施設の利用、小・中学校の臨時休業などについて対応してまいりました。その後、対策本部に移行し、継続した対策を行っているところでございます。

それでは、決算の概要について申し上げます。一般会計の歳入総額は394億8,301万円、歳出総額は383億7,554万円で、歳入歳出差引残額は11億747万円であります。

翌年度へ繰り越すべき財源5億6,743万円を除いた実質収支は5億4,004万円の黒字であります。

決算数値をみますと、歳出総額は前年度に比べ6.6%増の決算となったところでございます。自治体の健全化を見る重要な財政指標である財政健全化4指標のうち、実質公債費比率については7%と、前年度と同じ比率となり、将来負担比率につきましては52.8%と、前年度より0.9ポイントの増となりました。

経常収支比率は、地方交付税の減額等によりまして前年度の96.7%から97.5%と、0.8ポイント上昇し、財政の硬直化が進んでおります。

普通会計による基金残高については、過疎地域自立促進基金などの特定目的基金を取り崩したことによりまして、前年度に比べて約1億199万円減額の151億7,505万円となりました。また、同じく普通会計による市債残高は、約8億円の繰上償還を行い、前年度に比べて15億

1,556万円減額の485億9,370万円となりました。

次に、決算に係る事業の概要について、第2次三次市総合計画の施策項目ごとに御説明を申し上げます。

第1の柱は、まちづくりの主演である「ひとづくり」です。

子育ての分野では、平成30年度に開設した三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター、通称ネウボラみよしとして事業展開しておりますけれども、サテライトを増やすなど、支援体制の充実を図り、不妊治療等の妊娠前から、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない相談支援に継続して取り組みました。また、第2期三次市立保育所規模適正化推進計画に基づき、八幡保育所につきましては、地域や保護者の皆様の御理解を得ながら、吉舎保育所と統合し、休所といたしました。

教育の分野では、引き続き、市費教員や学校支援員の配置により、個に応じた学習指導や支援、ALTを活用した実践的な英語でのコミュニケーション能力育成の取組を行いました。また、安全・安心な学校給食を将来にわたり児童生徒に提供し続けることを目的に、三次市学校給食調理場整備計画策定委員会を開催しながら、意見集約を行い、整備計画に係る基本方針について取りまとめをいたしました。

スポーツ・文化の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたメキシコ陸上選手団の強化合宿の受入れや、三次市合併15周年記念事業に合わせ、競泳金メダリストの北島康介さんの講演会、坂井義則さんの軌跡展などを開催し、機運醸成を図ったところです。しかし、残念ながら、御承知のとおり、東京オリンピック・パラリンピックは1年延期となりました。今後、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会などから発表される情報を注視しながら、聖火リレー等の取組について再始動してまいります。

また、市民ホールきりりや市内美術館などを拠点とした文化芸術活動や、歴史、伝統文化の継承、国際交流の推進、男女共同参画社会の実現に向けた啓発、恒久平和の推進、人権尊重の意識啓発など、継続した取組を行いました。

第2の柱は、安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」です。

保健・医療の分野では、「いきいき健康日本一のまち」をめざし、三次市健康づくり推進計画に基づく4つのプロジェクトを引き続き積極的に推進しました。平成30年度にオープンした甲奴健康づくりセンターゆげんきは、新たな事業なども開催し、初年度を上回る延べ6万人余りの方々に利用いただきました。

また、市立三次中央病院を中心とした地域医療体制の充実と医療の質の維持・向上を図る中で、昨年度は君田診療所に新たな医師をお迎えし、医療提供体制を整備することができました。

福祉の分野では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、介護予防事業、高齢者等見守り隊事業など、各種支援事業に取り組みました。また、三次市障害者支援センターを核として、相談や就労支援などについて課題解決や調整を行い、障害のある人が地域の一員として尊重され、安心して自立した生活を送ることができる地域社会の実現をめざし、様々な事業に取り組みました。

地域公共交通の分野では、平成30年7月豪雨で大きな被害を受け、運休していたJR芸備線が全線で運行再開となり、記念セレモニーや利用促進事業を行ったところです。今年も7月の大雨による災害により一時運休となりましたが、通学や通院など、我々の日常生活になくてはならない交通手段として維持・確保していく必要があります。

防災・安全の分野では、内水対策強化のため、県内で初めて排水ポンプ車を導入いたしました。先般7月の大雨の際も、その機動性を発揮し、排水作業を行ったところでございます。また、新たにウェブ版のハザードマップを整備し、市民の皆さんが自宅などの災害危険性を市のホームページで確認できるようになりました。そのほか、畠敷・願万地地区における内水対策として、流域対策、排水路の改良、土地利用規制に関する基本検討、概略設計を行うなど、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

第3の柱は、豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」です。

就労促進・起業支援の分野では、女性活躍推進プラットフォーム「アシスタ1 a b.」の1周年記念イベントを開催いたしまして、女性起業家47人をみよしアントレヌとして認定、PRしていくことにより、事業継続及び拡大の支援を行いました。

農林畜産等の分野では、新たに薬用作物等の産地化について調査・検討を行い、実証を行う品目を選定しました。そのほか、農林畜産の振興や経営安定、担い手の育成を図るため、引き続き各種支援事業等の取組を行ったところです。

商工業の分野では、活気のある商工業の振興や雇用確保のため、引き続き、みよし産業応援事業やリフォーム支援事業等による地域経済活性化の支援、高校生キャリア育成事業による将来の人材育成等の各種事業を実施しました。また、市内経済活性化のためのプレミアム付商品券「三次藩札」発行事業など、切れ目のない景気対策を実施いたしました。

観光の分野では、本市の観光・交流人口の拡大を図るための各種事業に取り組みました。令和元年度につきましては、三次もののけミュージアムの開館もありまして、総観光客数はこれまでで最高となる347万5,000人となりました。

定住・交流の分野では、地域の実践者との意見交換から、効果的な事業実施につなげるために「ずっと住み続けたいまち本部」を立ち上げ、定住対策や地域活性化に向けた取組の検討を進めました。また、空き家情報バンク制度や空き家購入サポート事業などにも継続して取り組み、定住促進を図りました。

第4の柱は、美しい風景を後代に伝える「環境づくり」です。

循環型社会の分野では、三次環境クリーンセンターや下荒瀬最終処分場の老朽化した設備機器の更新を行ったほか、新たに災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、その処理手順や取組事項などを整理しました。

生活基盤の分野では、平成30年7月豪雨の災害復旧を最優先しながら、道路や橋梁、交通安全施設などについて、緊急度や必要性の高いものから順次整備を行い、安全で快適に暮らせる生活環境づくりに取り組みました。上下水道事業につきましても計画的な整備を進めました。下水道事業については、令和元年度から公営企業会計へ移行したことによりまして、一層の経

営の効率化、健全化を図ってまいります。

また、吉舎町の新たなまちづくりの拠点となる、（仮称）吉舎町拠点施設について工事に着手いたしました。まもなく整備が完了し、今年11月から供用開始を予定しているところです。

I C Tの利活用におきましては、市役所の業務改善を目的に、R P A（ロボットによる業務自動化）を3つの業務で試験的に導入いたしました。また、デジタル技術を活用して市民の生活の質や利便性を高めるための三次版スマートシティ構想について検討を開始しました。

第5の柱は、参加、行動、対話によるつながる「しくみづくり」です。

つながるしくみの分野では、「住み続けたい、住んでよかったまち 三次」を実感できるつながりづくりとして、第2回の地域自慢大会を開催いたしました。市内高校生による地域資源を活用した取組紹介や参加者とのディスカッションなど、新しい生活スタイルのつながる場の提供を行いました。

行財政改革の分野では、平成30年度に策定した第4次三次市行財政改革大綱に基づき、その実行計画となる第4次三次市行財政改革推進計画を策定いたしました。進捗状況などを確認しながら、掲げた取組を着実に推進してまいりたいと思います。

また、ファシリティマネジメントの取組では、公共施設の削減において、49施設の地元譲渡と1施設の解体を実現したところです。

いまだ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中ではありますが、今を大きな転換期と捉え、社会構造の抜本的な見直しやデジタル化の推進など、新しい生活様式に対応した新しい三次づくりをスピード感を持って進めてまいり所存でありますので、引き続き、議会を始め、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で総括説明といたします。何とぞ御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（新家良和君） 質疑を願います。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 大森議員。

○19番（大森俊和君） 市長の考えというものを聞かせていただきました。いろいろと聞きたいところはあるんですが、気になった部分のみの質疑を行いたいと思います。

まず第1点目に、もののけミュージアムによるまちづくりを挙げられました。これは確かにそうで、もののけの集客力というんですかね、先ほども申されましたように、当初予想していなかった3万人突破というのも瞬く間にやり、今は三百何万人。すごい人気であります。問題なのは、常々これを言っておるんですけども、それをそこで止めてしまっただけのものけになってしまう、お化け屋敷になってしまう。そうじゃなくて、それによって集めた客が三次の中を巡回できるような、いわゆるお客がまた行ってみたいなという取組をするべきじゃないかなというふうにこの間ずっと訴えてこさせていただきました。それについてのお考えをお願いしたいと思います。

いろいろとそのときに提案させてもらいました。尾関山を1年通しての公園化、または、突飛な話ですけども、昔、比熊山のとっぺんに山城があった、それを再度造り直す。いろいろと

巡らせれば知恵が出ると思うんです。それは、山城は経費がかかるから尾関山の公園化から先にやっていこう、これも大いに結構だと思うんです。とにかく三次へお客を呼んで、その外貨を三次で落としていただくということが大切だろうというふうに思います。

関連しまして、経常比率の硬直化というのが見られるということをも市長も懸念されております。これは市の財政の硬直化を意味するわけでありまして、やはりこれは三次市におけるお金の流通ができてないということです。それは、御案内のように、今のコロナの問題もありましょうし、様々なことによって、今、経済というものが疲弊をしております。これをどうやって打開していくのか。先ほど言いましたように、三次は、観光客に来ていただく、併せて、工業団地等の整備が進んでおるわけですから、そこへ企業を呼び込む。様々な手法があると思います。新しい三次ということもおっしゃいましたけども、市長の新しい三次に関連して、このいわゆる財政の硬直化、いわゆる三次市の財政の立て直しについてお考えをお伺いしたいと思います。

それから、もう1点。コロナで、これは大変に全国的に、三次の場合は今はそういう状況にありませんけども、コロナにかかった、いわゆる陽性であるというだけで、インターネット等の嫌がらせや差別的な落書きやその人への嫌がらせというものが横行しておることがマスコミ等でかなり報道されております。私は、三次のまちという中に、そういうよどんだ汚い空気というものを出すべきでないと思っております。人を差別的に扱うということがどれだけぶざまなことか、どれだけ情けないことか。それは、教育をする者にとっても、市の行政を執行する者にとっても、大変恥として受け止めなければならないというふうに思うわけです。それじゃ、三次としてはどういうふうな手を打っていくのか。過去数年間、三次における人権尊重の取組というものを目にしたことがありません。まちづくりセンター別館で年に1回やっておった講演会等も、今はないんだと思います。これは、やったことにすれば、それで済むのかもわかりません。しかし、いざ差別事件が起きたときに、それは空気が空気を呼ぶということなんです。アメリカで、暴力に訴えて相手をたたき落としてやろうという大統領選挙やっております。国民が対立して二分をするわけです。

○議長（新家良和君） 大森議員に申し上げますが、市長の先ほどの総括説明に対する質疑に絞ってください。

○19番（大森俊和君） じゃ、元へ戻します。

そういうふうな視点でいったときに、じゃ、三次市に人権尊重の取組、そのまちづくりというのはどこにあるのかお伺いをしたいというふうに思います。

いずれにしても、ちょっと長くなりますから、あまり多く言いませんけども、市長がめざす新しいまちづくり、新しい三次市に向かって、気になるところを何点か申し上げさせていただきます。御返答のほう、よろしくをお願いします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） お答えを申し上げます。

大森議員から、個別事業も含めて3点の御指摘を頂いたところでありますけれども、予算決算委員会もありますし、個別事業についてはまた具体的に細かな説明も後ほどの委員会でもさせていただきますというふうに考えております。

まず1点目、妖怪博物館を核とした三次町の活性化、そして三次市全体の観光戦略についての考え方だったというふうに思います。

去年、三次妖怪博物館がオープンをいたしまして、確かに14万人というたくさんの皆さんに妖怪博物館に訪れていただきました。この妖怪という新たな資源を活用して、三次市の観光戦略というのを1年実感しながら過ごさせていただきました。しかしながら、そこで課題として見えたこと、それは、その妖怪博物館を訪れた皆様が三次町を周遊しているか、あるいは三次市全体の観光施設とリンクしているか、そういった大きなところが課題として浮かび上がっております。やはり三次市の1つの施策としていかに観光消費額を増加させることができるか、ここが三次の産業の1つの柱というふうにも理解をしておりますし、やはりこれまでの三次の資源、宝、そして新しい資源としての妖怪博物館、これらをいかに有機的に結んで今後の観光戦略に落とし込んでいくかというのが重要ではないかというふうに考えております。

この妖怪博物館、このコロナ禍におきましても、特に8月の3連休の盆休みにおきましても、本当にたくさんの皆さんに御来場いただいて、妖怪の楽しさあるいは妖怪の奥深さ、それらを感じていただいております。また、世間でも、民放で妖怪の様々なメディアでの取上げがあったり、あるいはBS等で妖怪にまつわる「もののけ物語」等がドラマで発信されているということもございまして、これからもさらに伸び代があるものというふうに感じております。この妖怪博物館も1つの核といたしまして、今後の観光戦略としてしっかりと皆さんと議論をさせていただきながら、また、市民の皆さんのアイデア、あるいは民間事業者の皆さんのアイデア等も頂きながら、しっかりと取り組んでいきたいというふうに感じております。

2点目、経常収支比率等を例に挙げていただきまして、三次市の今後の財政状況はどうかという点であります。

経常収支比率、先ほど説明で申し上げましたけれども、0.8%昨年度より悪化したということでもあります。つまり財政の硬直化が見られるといったような状況でございます。今後の財政状況の見通しにつきましては、これから公債費もだんだんと比率も増えていく、あるいは地方交付税も人口減少によって減額をする。やはりこの経常収支比率が改善をする見込みというのは非常に困難な状況であるというふうに感じております。その中で、やはり大切なことというのは、これからの事業、選択と集中、それによって事業を取捨選択し、やはり市民にとって必要なものは何かというのをしっかりと分別しながら事業に着手していくということが大事なのではないかと感じております。先ほども行財政改革推進計画に触れさせていただきましたけれども、この行財政改革推進計画に基づいた計画を着実に進めること、あったらいい、あったら便利というものではなくて、なくてはならないものということに着目をいたしまして、これからの事業展開を図ってまいりたいというふうに思います。

では、一方で、入ってくる収入はどうかということでもありますけれども、やはり、いかに自

主財源を確保できるかといった取組ができるかというところが大切であります。実質財源における取組、これは容易なことではありませんけれども、やはりこれまで三次にしかない資源、宝というのを利用する。ましてや、このコロナ禍だからこそ、都会にはない地方の魅力を発信することで、定住をしていただく大きなきっかけにしたいというふうに考えております。そうやって定住人口や、あるいは観光振興などを図ることによりまして、三次市の自主財源を確保していく。もちろん就労の確保というのも大切でありますので、こういった面につきましては、引き続き様々な機関と連携を取りながら取り組ませていただきたいというふうに考えております。

3つ目の、コロナ禍における誹謗中傷、三次市の人権についての取組というのはいかがであるかというふうなお問合せでありましたけれども、三次市も人づくりであるとか人権尊重啓発というのを継続的に行っております。毎年秋口、10月頃に、人づくりフェスタあるいは健康フェスタというのをやっておりますけれども、これまでは別々にそれらのイベントをやっておりましたけれども、一昨年から、その人づくりフェスタ、健康フェスタというのを1つに統合して実施をいたしております。そうすることで、集客能力を高め、その中で、人権フェスタ、去年は松野明美さんにお越しいただきましたけれども、松野明美さんにそういった人づくりとか人権について、マラソンを通した人生観について御講演を頂き、人権啓発につながる事業として1つ大きなものをつくったところでございます。

こういったコロナ禍における誹謗中傷の対策におきましては、これはコロナがなくなるまで永続的にやっていかなければなりません。我々もいつどこで新型コロナウイルスに感染するかもしれないという危険性をはらんでいる、やはりその認識というのは大事ですし、なったことよりも、なった後、どのような対処をして、どのような対策を講じるのが大切であります。その1つとして、この誹謗中傷対策でありますけれども、断じて許さないという覚悟でこれから取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

(19番 大森俊和君、挙手して発言を求める)

○議長(新家良和君) 大森議員。

○19番(大森俊和君) 三次町のまちをものけを使っての、核としてまちおこし、まちづくりをしていく、これはぜひとも力を入れていただきたい。なるべく途中で投げたような形にならないように取組をお願いしたいというふうに思います。

経常比率の問題、これは確かに一朝一夕で、明日の日には景気がよくなったというものではありません。しかし、景気がよくなるように、今年度、次年度、来年度、時間がかかるかもわかりませんが、市長の手腕というものに大いに期待したいというふうに思います。

それから、最後に、人権尊重の取組、人権フェスタを毎年秋にするというふうに言われました。まず1つは、それが人権尊重の取組なのか何なのか、市民が全く分からない。または、行かれた人でも、うーんというようなこともあるように聞いております。ちょっと問題のある発言じゃないんですかという声も聞かせていただいたことがあります。どの講師とは言いません。

しかし、そういうことを人選する場合には極力気をつけていただいて、取組をしっかりとお願いしたいと思います。

三次のまちは高齢化がどんどん、御存じのように、進んでおります。年寄りを大切にしないまちづくり、子供を大切にしないまちづくり、こういうことがあってはならんということをお願いして、私の質疑を終わります。

○議長（新家良和君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） これをもって質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 監査委員から決算審査総体説明

○議長（新家良和君） 日程第8、升本代表監査委員から決算審査総体説明を受けます。

（代表監査委員 升本美知子君、挙手して発言を求める）

○議長（新家良和君） 升本代表監査委員。

〔代表監査委員 升本美知子君 登壇〕

○代表監査委員（升本美知子君） 三次市代表監査委員の升本美知子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議員の皆様方におかれましては、市民を代表していただきまして、日々御尽力いただいておりますことに、この場を借りまして、敬意と感謝の意を表すものでございます。

さて、令和元年度の決算等の審査をいたしまして、その執行状況等について竹原孝剛委員と合議いたしましたので、監査委員を代表いたしまして、意見を述べさせていただきます。

まず、審査の概要についてでございます。

審査の対象は、令和元年度三次市一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び財産に関する調書、基金運用状況調書、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書、令和元年度三次市公営企業会計決算であります。

審査の期間は、令和2年7月8日から8月17日まででございますが、健全化判断比率及び資金不足比率報告書の審査につきましては、令和2年8月12日から8月17日まででございます。

審査の方法につきまして、関係法令に準拠して調製されているか、また、計数が関係諸帳簿と符合しているかを確認し、必要に応じて関係職員の説明を求め、審査をいたしました。

健全化判断比率及び資金不足比率報告書の審査につきましては、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認いたしました。

また、現金及び預金残高並びに証書類等の確認につきましては、定期監査、例月出納検査の結果を踏まえて審査を行いました。

審査の結果につきまして、各会計の歳入歳出決算書及び附属資料等はいずれも関係法令に準拠して作成されており、これらの計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認めました。

各会計の数値及び計数等の報告につきましては、お手元の意見書のとおりでございます。

それでは、総体的な意見を述べさせていただきます。

まず、三次市の財政健全化を判断する指標についてでございます。財政力指数は0.337、經常収支比率は97.5%、実質公債費比率は7.0%、将来負担比率は52.8%となっており、いずれも基準とされる数値内にはありますが、地方交付税の減少などによりまして、今後はさらに厳しい状況に置かれるものと考えております。

続きまして、一般会計・特別会計及び基金運用状況の決算審査について述べさせていただきます。

一般会計の歳入総額は394億8,301万957円、支出総額は383億7,553万7,510円で、歳入歳出とも前年度を上回る決算となっております。特別会計につきましては、歳入総額は136億9,255万8,650円、歳出総額は135億9,168万2,640円となっております。下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計が公営企業会計へ移行したことに伴いまして、歳入歳出とも前年度に比べ減少いたしております。一般会計の歳入につきましては増加しているものの、地方交付税など、前年度に比べ大きく減少しており、今後の財政運営におきまして、財源の確保は厳しさを増すものと思われまます。また、歳出の増加の主なもの、災害復旧費であります。予算の執行に関しまして、一般会計、特別会計ともに引き続き財源の確保に努められ、収入未済に対しましては、確実な収納事務に取り組まれますようお願いいたします。また、限られた財源でありますので、より有効に活用していただき、不用額については適切な対応を図られますようお願いいたします。

次に、市債については、一般会計と特別会計を合わせた当年度末現在高は前年度末に比べ21.3%減少いたしております。引き続き計画的な管理を行い、将来における負担の軽減を図られますよう望むものでございます。

基金については、当年度は、財政調整基金のほか、特定目的基金を取り崩したことなどにより、前年度に比べ減少いたしております。基金は、あらゆる事業を推進する上で重要な役割を担うものでありますので、計画的な活用と効率的な運用・管理に努められたいと思います。当年度もあらゆる施策を推進されてきたわけですが、引き続き行財政改革に取り組まれ、健全な財政運営に努められますようお願いするものであります。

続きまして、公営企業会計の決算審査について述べさせていただきます。

まず、病院事業会計についてでございます。

当年度の決算の状況につきましては、入院及び外来患者数の増加や、外来患者1人1日当たりの診療収入の増加によりまして、前年度に比べ収益は増加しております。それに伴いまして費用も増加しておりますが、当年度も1億318万1,709円の純利益となりましたことは、安定した病院運営に努められた結果であると考えているところでございます。

当年度の取組として、大規模な災害を想定した広島県集団災害医療救護訓練を実施されたわけですが、災害発生時には適切な医療を効率的に提供できる体制が迅速に整えられることを期待するところでございます。

施設整備につきましては、市立三次中央病院は、建設から約25年が経過しており、老朽化が

進み、維持管理費が増加している状況でございます。地域医療構想による病床数や医療体制の在り方を検討しながら、建て替えも視野に入れた計画的な財政運営に努めていただきたいと思います。

少子高齢化が加速する中、地域医療を支える自治体病院を取り巻く環境は厳しさを増しております。医療技術は日々進歩しており、市民の医療に対する意識や関心は高まっております。そうした中、厚生労働省から公立・公的病院の再編などの検討を要する病院が示されたところでございますが、今後も引き続き、地域の中核病院として、安全で安心な、質の高い医療サービスが提供できるよう、より健全で安定した病院運営に取り組まれますよう望むものでございます。

続いて、水道事業会計でございます。

当年度の決算状況につきましては、3,680万81円の純利益となっており、おおむね順調に運営されたものと判断してよいと考えております。

水需要の状況ですが、ここ数年は、給水戸数は増加傾向にあります。給水人口は減少しているという状況でございます。加えて、節水機器の普及などによりまして水需要は減少し、依然として給水原価が供給単価を上回っております。このような状況においては、収益の増加はなかなか見込めない状態にあります。それに加えて、給水開始から50年を経過し、老朽化した管路や施設の更新時期を迎えており、その経費は増加してまいります。当年度は純利益を生じておりますが、決して安心できるものではないと考えております。

こうした中、広島県におきまして、現在、広域連携について協議されているわけですが、広域連携が本市にとりまして有効な手段であるのか、今後も十分に検討して進めていただきたいと思います。

また、簡易水道事業統合から3年が経過いたしました。総務省の調査によりますと、思うように合理化が進まず、厳しい経営が続き、水道料金の引上げを予定している自治体も多いという結果が出ております。本市におかれましても、いま一度、中長期的な視野に立ち、財政状態を確認しながら、施設の統廃合や有効活用、適正な料金体系につきまして継続して検討していただきたいと思います。

今後も、施設設備の更新費用や維持管理経費の増加は避けられない状況ではありますが、水道は市民生活や経済活動に欠かすことのできないものでございます。安全で安心な水を安定供給することにより、より一層健全な事業運営に努められますよう望むものでございます。

最後に、下水道事業会計についてでございます。

令和元年度から、旧下水道事業特別会計及び旧農業集落排水事業特別会計を統合し、三次市下水道事業会計として公営企業会計に移行され、新たにスタートされました。移行するに当たり、いろいろ御苦勞もあつたと思いますが、今後は資産状況の把握が可能になり、経営成績や財政状態がより明確になると評価しているところでございます。当年度は1億2,281万8,133円の純利益となっておりますが、移行後初めての決算ですので、前年度との比較ができないものや初年度にのみ発生する会計処理もございますので、この純利益で事業運営を判断することは

難しい面もありますが、おおむね順調なスタートとなったのではないかと考えております。

しかしながら、水道事業でも申し述べましたが、人口減少や節水機器の普及など、水道使用量は減少し、収益の増加が見込めない一方で、施設の維持管理費や更新費用は増加し、厳しい状況に置かれていると認識しております。下水道は、水道と同様、私たちの生活環境の改善に欠かすことのできないライフラインでございます。今後は、公営企業会計移行のメリットを十分に生かした事業展開を期待するとともに、健全な事業運営に努められ、市民の生活環境の向上に取り組みますよう望むものであります。

以上、令和元年度の各会計決算審査について、意見を申し述べさせていただきました。

終わりにになりましたが、昨年は、平成から令和へと新しい時代の幕開けとなったわけですが、豪雨災害からの復旧・復興も終わらない中、新たな自然災害が全国各地で頻発しております。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な広がりは今なお続いており、経済への影響も懸念されているところでございます。私たちは、目に見えないウイルスとともに共存していく新しい生活様式を模索した日々が続いているわけですが、三次市においても、医療、介護に従事されております皆様を始め、関係者の皆様におかれましては、その対応に御尽力いただいておりますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。人口減少、少子高齢化社会に対する課題に加え、大規模な災害への備え、そして、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症への対応と、多くの課題がございます。現在、台風が近年にない勢力で日本列島へ接近しており、厳重に警戒するよう呼びかけられております。被害がないこと、そしてまた新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願うとともに、誰もが安全で安心して暮らすことのできる魅力と活力のある三次市となりますことを期待いたしまして、少し長くなりましたが、これで私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新家良和君） ありがとうございました。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 質疑なしと認めます。

監査委員には、大変お忙しい中、御出席を頂き、ありがとうございました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦勞さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午後 0時20分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年9月4日

三次市議会議長 新家良和

会議録署名議員 弓掛元

会議録署名議員 保実治